

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案に対する修正案

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法

第九条の見出しを「(関係行政機関の協力等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 自衛隊は、前項に定めるもののほか、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)その他の関係法律の定めるところに従い、この法律の規定による検査その他の措置に関し、海上保安庁のみでは対応することができない特別の事情がある場合において、海上における警備その他の所要の措置をとるものとする。